第５４回幹事会議事次第

資料１

日　時　　平成２０年４月３日（木）
議　題

Ⅰ　審議事項

１　委員会関係

提案１　日本学術会議細則の一部を改正する案

1	
幹事会	５４

提　　案（総会）

日本学術会議細則の一部を改正する案

１　提 案 者　　土居副会長

２　議　　案　　日本学術会議細則の一部改正について、別紙案のとおり総会に提案すること。（第２条）

３　提案理由　　会長の互選に当たり、日本学術会議細則の一部を改正する必要がある。

日本学術会議細則（平成１７年１０月４日日本学術会議第１４６回総会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（会長の互選） 第２条　事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下本条において同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付する。 （１）互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴等を含む。以下本条において「名簿」という。） （２）その他幹事会が必要と認める資料	（会長の互選） 第２条　会長の互選が行われる総会の５０日前までに、会則第２５条の規定に基づき、幹事会に会長候補者推薦委員会（以下本条において「委員会」という。）を附置する。
	２　委員会の運営に関する事項は、幹事会が定める。 ３　会長の互選が行われる総会に先立ち、会員（互選が行われる総会時に会員である者をいう。以下本条において同じ。）による投票を行う。この投票は原則として郵送で行うものとし、投票の方法は、次のとおりとする。 （１）委員会は、委員会が適当と認める者を９人まで選定し、本人の同意を得た上で、会長候補者の推薦リストに登載し、会員に提示する。 （２）会員は、委員会が前号の選定を行うに当たり、他の２人以上の会員と共同して１人の会員（推薦者を除く。）を委員会に対して推薦することができる。 （３）会員は、推薦リストに掲載された者のうち２人まで投票する。 （４）第１号の規定により、提示される者が５人を超えない場合は、前号の投票を省略することができる。
２　会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。	４　会長の互選は、総会に出席した会員により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。

	（１）委員会は、前項における投票で上位４位以内の者（同位の者が複数となった場合は、年長者をもってこれに充てる。）又は同項第４号の投票を省略した場合に同項第１号に規定される会長候補者の推薦リストに登載された者を、会長の候補者として総会に提示する。
（１）会員は、前項の規定により送付された名簿に掲載された者のうち１人に投票する。この投票は、単記無記名による。	（２）会員は、前号の規定により提示された者のうち１人に投票する。この投票は、単記無記名による。
（２）投票者数の過半数の票を得た者を会長の候補者とする。	（３）投票者数の過半数の票を得た者をもって、会長とする。
（３）第１回の投票において、過半数を得た者がないときは、過半数を得る者があるまで投票を行う。	
（４）第３回の投票において、過半数を得た者がないときは、前２号の規定にかかわらず、当該投票における上位の得票者２人について決選投票を行い、多数を得た者を会長の候補者とする。ただし、決選投票を行うべき２人を定めるに当たり、並びに会長の候補者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。	（４）当該投票において、過半数を得た者がないときは、上位の得票者２人について決選投票を行い、多数を得た者をもって会長とする。ただし、決選投票を行うべき２人及び会長に互選された者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。
３　会長の候補者は、会長の職に就く意思がある場合、会長となる。会長の職に就く意思がない場合は、前項の互選を再度行う。	
４　前３項の規定に関し必要な事項は、幹事会が定める。	５　前２項の投票に関し必要な事項は、幹事会が定める。
５　前４項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第８条第６項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。	６　前５項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第８条第６項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。

附　則

この決定は、決定の日から施行する。

〔参考〕

第 21 期会長の互選の方法について

１　趣旨

平成 18 年 10 月総会での会長互選に当たっては、総会での投票に先立ち、会長候補者推薦委員会を設置し、会員による推薦と郵送による事前の投票を行ったところである。日本学術会議は、本年 10 月に会長互選を予定しているところであるが、前回と同様の方式による互選を行った場合、以下のような問題が生じると考える。

① 会長の空席期間の長期化

新会員の任命直後に互選プロセスを開始しても、新会長選出までに最短で 50 日を要し、その間、会長が空席となり、国際会議への出席等日本学術会議会長としての機能を果たすことができなくなる。そもそも日本学術会議の会長は、言わば我が国アカデミーの顔であり、また、関係機関等に対する“重み”という点からも、空席期間があることは適当ではない。

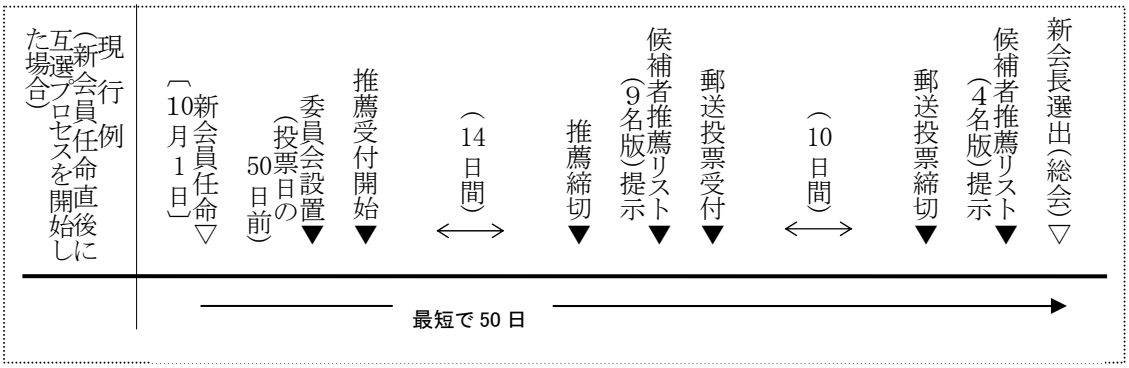

② 会長候補者推薦委員会の委員が会長候補者となることについて

会長候補者推薦委員会の委員は、会長候補者に推薦される可能性がある。その場合、委員であることを理由として候補者推薦リスト登載を辞退いただくか、又は、候補者となる場合は、推薦委員会委員の職を辞していただくこととなる。いずれにしても、候補者推薦手続の円滑な実施に支障が生じるおそれがある。

③ 法令上の問題（会長互選手続を新会員の任命前に開始する場合）

日本学術会議法第 8 条第 2 項の規定により「会長は、会員の互選によって、これを定める。」とされている。本年 10 月に予定されている会長互選の直前に、会員の半数が改選されることとされており、これらの者は、総会直前に予定されている会員任命式までは、法律上、会員互選手続に参加する資格を有しないこととなる。

２　基本的方向性

これらの問題点を踏まえ、本年 10 月の新会長の互選については、以下の方向性が考えられる。

（１）　会長候補者推薦委員会及び郵送による事前投票等の総会前の互選プロセスを廃止し、総会当日に互選投票※を行う。

※ 過半数の票を得た者が出るまで投票を行う。3 回目の投票でも過半数を得る者が出ない場合は、3 回目の投票における上位 2 名で決選投票を行い、多数の票を得た者を会長の候補者とし、その者に会長になる意思がある場合に会長となる。意思がない場合は、再度互選を行う。

（２）　互選投票を円滑に行うため、互選を行う総会に先立ち、第 21 期の会員（新会員候補者及び継続会員）に、会長互選への参考資料として、第 21 期の会員の略歴等を掲載した会員の名簿を送付する。特に、今回から会員の名簿に、「会員としての抱負」の項目を追加する。